

令和 8 年度税制改正における 自動車関係諸税（車体課税）の結果について

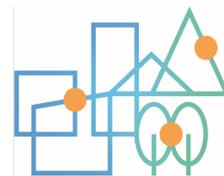
2026年2月19日

環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



脱炭素先行地域



Decarbonization
Leading Area

 **デコ活**
くらしの中のエコろがけ

我が国の車体課税の概要

対象を縮減し2年延長

税目 (課税主体)	概要	課税対象	税率※	税収 (令和7年 度予算)	用途
自動車重量税 (国)	<ul style="list-style-type: none"> 自動車検査証の交付等を受ける者及び車両番号の指定を受ける者に重量に応じて課税、車検時に徴収 2009年度から、「エコカー減税（環境性能に優れた自動車の税を減免）」を導入 2010年度から、環境性能に応じた複数税率の仕組みを導入 	自動車検査証の交付等を受ける検査自動車及び車両番号の指定を受ける届出軽自動車	[例] 継続検査時：乗用車車両重量0.5t・1年当たり ・自家用 2,500円(エコカー) 4,100円 5,700円(13年超) 6,300円(18年超) ・営業用 2,500円(エコカー) 2,600円 2,700円(13年超) 2,800円(18年超) (本則税率：いずれも2,500円)	7,153億円	一般財源 ・税収の24/1,000は都道府県の一般財源として譲与、税収(本則)の333/1,000及び税収(当分の間)の407/1,000は市町村の一般財源として譲与 ・税収の一部を公害健康被害の補償費用として交付
自動車税 (都道府県)	環境性能割	自動車	[例] 乗用車 ・自家用：取得価額の0~3% ・営業用：取得価額の0~2%	1,652億円	一般財源 ・税収の47/100は市町村に交付
	種別割	4月1日に所有する自動車	[例] 乗用車・自家用 総排気量1.5~2ℓ ・令和元年10月1日以降新車新規登録 36,000円/年 ・令和元年9月30日以前 " 39,500円/年	14,899億円	一般財源
軽自動車税 (市町村)	環境性能割	三輪以上の軽自動車	[例] 乗用車 ・取得価額の0~2%	237億円	一般財源
	種別割	4月1日に所有する軽自動車、二輪の小型自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車	[例] 軽乗用車・自家用 ・平成27年4月1日以降新車新規登録 10,800円/年 ・平成27年3月31日以前 " 7,200円/年	3,135億円	

EV等への新たな課税(R10~) 具体的な税率を検討し、年内結論

廃止

R10以後のあり方について、重量と環境性能に応じた仕組みを検討し、年内結論

2年単純延長

計 2兆7,076億円

※バス及びトラックに関しては、以下の方法で税率を決定
 ・自動車重量税：車両総重量及び燃費基準を基に決定
 ・環境性能割：車両総重量及び燃費基準を基に決定
 ・種別割：バスは乗車定員、トラックは最大積載量を基に決定

(注) 税率は令和7年1月時点。自動車重量税の譲与割合は令和4年度(2022年度)から令和15年度(2023年度)の値。

(出典) 財務省「令和7年度租税及び印紙収入予算額」、総務省「令和7年度地方団体の歳入歳出総額の見込額(地方財政計画)」、自動車重量税法、地方税法、総務省「自動車税・軽自動車税環境性能割」、同「自動車税・軽自動車税種別割」等より作成。

令和8年度与党税制改正大綱を踏まえた車体課税について



- エコカー減税は減免区分の基準となる燃費基準の達成度を引き上げた上で令和10年4月末まで延長する。
- グリーン化特例については、現行の措置を令和10年3月末まで延長する。
- 環境性能割は令和8年3月31日をもって廃止する。
- 令和10年度以後における自動車税・軽自動車税のあり方について、重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等を検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。
- 令和10年度以後に新車新規登録を受けたEV・FCVの乗用車に対して車両重量に応じた課税方式を導入し、その具体的な税率等は自動車税・軽自動車税のあり方の検討と併せて令和9年度税制改正において結論を得る。その際、当該税率の平均的な水準については、EV・FCV以外の自動車における現行の平均税率と同水準とすることを基本とする。
- 利用段階における負担の適正化に向けた課税については、自家用の乗用自動車（二輪の小型自動車を除く。）のうちEV・PHEVに対し、車両重量に応じた一定の負担を求めることとする。具体的には、納税・徴税実務の簡素化のため、現行の重量税の特例加算分として車検時に徴収することとし、以下を内容とする仕組みを令和9年度税制改正において法制化する。
 - 令和10年5月1日を施行日とし、同日以後に受ける車検から適用する。
 - 新車の新規検査に係る分は本特例分を免除。既販車については、経過措置として、施行日以後最初に受ける継続車検分を免除。
 - 具体的な税率はユーザーが平均的に負担している揮発油税等の額を踏まえ、令和9年度税制改正において検討し、結論を得る。その際、平均的な重量を超える電気自動車等には応分の負担を求め、平均的な重量を下回る電気自動車等については過度な負担とならないよう配慮する。
 - 異なる動力源間の税負担の公平性を実現する趣旨で設けることからエコカー減税は本特例分には適用しない。



...令和8年度税制改正事項

(※) 新車の新規検査に係る分は本特例分を免除。既販車については、経過措置として、施行日以後最初に受ける継続車検分を免除。

令和8年度与党税制改正大綱を踏まえたエコカー減税の対象の縮減について

- 令和8年度与党税制改正大綱において、エコカー減税の対象の縮減が決定された。

エコカー減税対象の縮減（乗用車）

2025年5月1日 ～2026年4月30日	初回 車検	2回目 車検	
電気自動車等	免税	免税	
2030年度基準 125%達成			
2030年度基準 100%達成			
2030年度基準 90%達成			▲50%
2030年度基準 80%達成			▲25%
2030年度基準 75%達成			本則税率



2026年5月1日 ～2027年4月30日	初回 車検	2回目 車検	2027年5月1日 ～2028年4月30日	初回 車検	2回目 車検
電気自動車等	免税	免税	電気自動車等	免税	免税
2030年度基準 125%達成			2030年度基準 125%達成		
2030年度基準 105%達成			2030年度基準 105%達成		
2030年度基準 100%達成			▲75%		
2030年度基準 95%達成			▲50%		
2030年度基準 80%達成			▲25%		
			2030年度基準 85%達成	▲25%	
			2030年度基準 80%達成	本則税率	

※ 電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車を指す。
 ※ 別途、排出ガス規制（平成30年規制等）や2020年度燃費基準達成に係る条件がある。